
プロジェクト	グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応（当期税金）
項目	第 520 回企業会計基準委員会及び第 92 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 520 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 20 日開催）及び第 92 回税効果会計専門委員会（2024 年 2 月 21 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 520 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

（実務対応報告の文案について）

連結損益計算書において、法人税等の全体の金額に占める割合が高い場合に区分表示又は注記することについて

2. ASBJ 事務局の提案に賛成する意見及びその他の意見として以下の意見が聞かれた。
 - (1) ASBJ 事務局の提案に賛成する。連結損益計算書に計上するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、親会社の個別財務諸表によって把握できる場合もあることから、個別財務諸表と連結財務諸表の金額が大きく異なる場合に区分表示又は注記を求めることもご検討いただきたい。
 - (2) 財務諸表利用者の観点からは、連結財務諸表においても異なる不確実性のある情報を区分表示又は注記することで有用な情報を得ることができると考えられることから、ASBJ 事務局の提案に賛成する。
 - (3) グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額に重要性がないものの、当該金額が法人税等の全体の金額に占める割合が高い場合にまで区分表示又は注記を求める必要があるかどうかご検討いただきたい。
 - (4) (3) の検討が必要となることも想定されるため、本文には重要性がある場合に区分表示又は注記するとだけ記載し、結論の背景において当該重要性の説明を記載する方法も考えられる。その際、例えば、結論の背景において、当該重要性の説明として、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額が、法

人税等の全体の金額に占める割合が高い場合といった記載を追加することで実務の混乱を回避できるのではないか。

- (5) グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額が、法人税等の全体の金額に占める割合が高い場合だけでなく、注記を求めるかどうかの要件に金銭的な重要性の要素を取り入れたほうがよいと考える。金銭的な重要性の有無の判断がつかない場合であっても、例えば、経営者に報告している場合等の基準を用いるなど定性的な判断を取り入れること等もご検討いただきたい。

3. 公開草案の提案を維持することを提案する意見として以下の意見が聞かれた。

- (1) 区分表示又は注記を求めることによる追加的なコストが小さくないと見込まれることが ASBJ 事務局提案の前提となっている。しかし、将来的に各法域においてグローバル・ミニマム課税制度の法制化が進むことにより、各国の税制改正を把握することや当該税制改正のうちどの部分がグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等か否かを判断することに追加的なコストが生じる恐れがある。こうした将来の潜在的なコストを考慮すると、区分表示又は注記を求めることは慎重に検討する必要があると考える。

四半期財務諸表における注記について

4. 文案第 7 項及び第 11 項の中間連結財務諸表及び中間個別財務諸表においても適用する旨の記載について、各項の最初の段落で「当四半期会計期間及び当中間会計期間」とするなど表現を改めて検討いただきたい。

第 92 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

(実務対応報告の文案について)

連結損益計算書において、法人税等の全体の金額に占める割合が高い場合に区分表示又は注記することについて

5. ASBJ 事務局の提案に賛成する意見及びその他の意見として以下の意見が聞かれた。
 - (1) 情報の入手可能性及び国際的な比較可能性の観点から ASBJ 事務局提案を支持する。また、財務諸表利用者の観点から、不確実性が他の法人税等と比して高いグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を区分表示又は注記することで、有用な情報を得ることができると思う。

- (2) 連結損益計算書ではグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額が、法人税等の全体の金額に占める割合が高い場合に区分表示又は注記を求め、個別損益計算書では重要性が乏しい場合には他の法人税等に含めて表示することができるとしている。重要性の有無で区分表示又は注記を求めているものの、連結損益計算書と個別損益計算書でなぜ表現が異なるのか、結論の背景等で明確になるよう補足することをご検討いただきたい。
- (3) 「割合が高い場合」という表現を用いるのではなく、単に重要性がある場合とすることも考えられる。「割合が高い場合」という表現を用いるのであれば、法人税等の全体の金額が僅少な場合にまで区分表示又は注記を求めることとならないよう重要性が乏しい場合には区分表示又は注記は要しないとすることが考えられる。

四半期財務諸表における注記について

6. 四半期財務諸表における注記について、すべての会社が一律に注記をすることにより注記の有用性を低下させる結果とならないよう結論の背景に「重要性が乏しい場合には、当該注記は要しないと考えられる。」旨の記載を追加した事務局提案に賛成する。一方、当該記載について、本文に記載する必要がないか改めてご検討いただきたい。

以 上